

## 第 8 章 環境影響評価方法書についての意見と 都市計画決定権者の見解



## 第8章 環境影響評価方法書についての意見と都市計画決定権者の見解

### 8.1 方法書について意見を有する者の意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第八条に基づく環境影響評価方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見（方法書縦覧期間中に提出された意見）の概要と都市計画決定権者の見解を表 8.1-1 に示します。

表8.1-1(1) 方法書について一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	見解
全般的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>本方法書に書かれている予測項目、予測手法、評価手法は国土交通省令に規定された一般的な基本指針以上の内容がなく、予測地点、予測式、予測式中で用いるパラメーターなどの具体的な情報がないため、方法書として不十分だと考える。</li> </ul> <p>説明会ではこれら具体的な内容は、道路計画の路線や構造などが明らかでない段階であるため、決めることが出来ない段階であるとの説明であり、道路の予測交通量さえ不明であるということであった。一般道路に加え、自動車専用道路の整備まで整備方針として決めていながら、交通量の予測さえ把握していないということは信じられないことであるが、それならば、これらが明らかになった段階で、より詳細な方法書として準備書作成前に公表し、関係住民の意見を聴くべきだと考える。特に交通量やその車種構成（大型車、普通車の構成割合）は、影響予測の基本であり、これらが明らかでない段階での「方法書」は方法書とは言えない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書では採用する予測式の名称の他、予測地点、予測式、予測式中で用いるパラメータなどの具体的な条件を記載しました。</li> <li>方法書は、計画の検討段階において、概略の事業計画等から、対象事業の目的及び内容、対象事業実施区域及びその周辺の概況の把握、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行い、その内容を取りまとめたものです。</li> <li>このため、方法書では概略の事業計画として、概ねの想定される位置として対象道路事業実施区域や、想定される構造、周辺道路の混雑状況やネットワーク形成の観点から車線数等を記載していました。</li> <li>準備書では、インターチェンジの位置などの詳細な道路構造、周辺地域の最新の社会状況等を踏まえた計画交通量の推計結果を記載しました。</li> <li>なお、準備書についても縦覧し、説明会を開催するとともに、準備書に対する意見を踏まえ、その後の手続きを進めてまいります。</li> </ul>

表8.1-1(2) 方法書について一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	見解
<p>全般的事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県は環境影響評価に関し、独自の技術指針を持っており、例えば大気汚染や騒音に関し、数値解析手法や模型実験を取り入れることや、予測結果をコンター図により、影響分布を示すなどの方法を規定して、市町村のごみ焼却場や民間事業に対しては実施を求めている。しかるに本件道路の場合についての「方法書」では、こうした県の技術指針にある予測手法が取り入れられていない。今回の環境影響評価は都市計画権者である千葉県として行うものであるから、国土交通省令の枠にはまるのではなく、県としての主体性をもって県の技術指針の内容を積極的に取り入れるべきである。</li> <li>・本件道路のルートとして想定されている地域の多くが市街化調整区域であるが、本件道路の事業化に伴い、区画整理や道路の新設がなされる可能性が高い。少なくとも現時点で計画されているこれらの事業があるならば、それらを考慮した環境影響評価を行うべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は環境影響評価法の対象事業となるため、国土交通省令を基本に調査、予測、評価の手法を選定していますが、千葉県環境影響評価条例も参考とし環境影響評価の項目として水文環境を選定しました。</li> <li>・なお、自動車の走行に係る大気質、騒音の予測結果のうち、平面予測の結果及びそのコンター図は、資料編第2章大気質、資料編第3章騒音に記載しました。</li> <li>・北千葉道路周辺の土地利用については、今後沿線市と協議しながら検討を進めてまいります。</li> <li>・また、一般部と交差する都市計画道路を含め、周辺地域の最新の社会状況等を踏まえた計画交通量を推計し、環境への影響について予測及び評価しました。</li> </ul>

表8.1-1(3) 方法書について一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	見解
大気	<ul style="list-style-type: none"> <li>PM2.5を予測評価に加えるべきである。PM2.5については「原因が複雑であり、予測評価の手法が確立されていない」などとされてきたが、道路周辺での観測データが蓄積されてきており、少なくとも本件道路計画地域と類似した道路の観測データを収集するなどし、影響の程度を評価すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PM2.5については、現時点で公的機関や研究機関が定めた一般的とされる予測手法が確立されていないため、関係する技術動向の把握に努めるとともに、引続き周辺の測定局（一般局、自排局）の測定結果を把握してまいります。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>外環道路と接続する北千葉ジャンクション、その他のインターチェンジ、接続道路（新設道路を含め）との交差点周辺のような影響の大きい地域を予測地点、地域とするとともに、単純なプルーム、パフモデルによる予測式だけでなく、数値解析手法や模型実験による予測を実施すべきである。また予測結果はコンター図のかたちで平面、高さによる分布状況を示すべきである。用いた予測手法が既存の類似の道路の実情を再現できるものであることを示すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測地点については、沿道の土地利用状況、計画交通量や道路構造等を勘案した上で、地域を代表する地点を選定し、10.1-25 頁及びそれ以降の頁に記載しました。</li> <li>予測手法については、道路構造等に応じて道路環境影響評価の技術手法などの最新の知見に基づいた予測式を用いており、10.1-17 頁及びそれ以降の頁に記載しました。</li> <li>また、予測地点や手法は、専門家の助言等を頂きながら決定しました。</li> <li>なお、自動車の走行に係る大気質、騒音の予測結果のうち、平面予測の結果及びそのコンター図は、資料編第2章大気質、資料編第3章騒音に記載しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの道路周辺では、供用開始後の年月の経過とともに、汚染物質が蓄積し、バックグラウンド自体が上昇する傾向がみられる。こうした事象についても類似道路で知見の収集をし、影響予測評価に取り入れるべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の測定局（一般局、自排局）の経年変化は4-6 頁及びそれ以降の頁に示しましたが、横ばいもしくは減少傾向にあるため、バックグラウンド濃度が上昇傾向にあることは確認できませんでした。</li> <li>なお、本環境影響評価においては、道路環境影響評価の技術手法などの最新の知見に基づいて予測及び評価しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件道路の計画地域は多くが田園地域で、現状の汚染濃度は低い。このような地域では、大気汚染の影響評価を単純に「環境基準や県の目標値を、超えるか、超えないか」で評価するのではなく、「現状をどこまで悪化させずに、維持できる程度と言える影響か」という見地から評価すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本環境影響評価においては、10.1-49 頁及びそれ以降の頁に示すとおり、(1)回避又は低減に係る評価及び(2)基準又は目標との整合との整合性に係る評価を実施しています。</li> <li>評価にあたっては、予測値が整合を図るべき基準等を超えている箇所において、環境影響を低減するだけでなく、環境影響をできる限り回避又は低減を図るために、環境保全措置を実施することとしています。</li> </ul>

表8.1-1(4) 方法書について一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	見解
騒音、振動、水文環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染と同様、ジャンクション、インターチェンジ、交差点など影響が大きい地点を予測地点に選ぶこと。数値解析、模型実験を取り入れ、騒音分布をコンター図で示すこと。類似道路の状況を再現できる予測手法を採用すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測地点については、沿道の土地利用状況、計画交通量や道路構造等を勘案した上で、地域を代表する地点を選定し、10.2-18 頁及びそれ以降の頁に記載しました。</li> <li>・予測手法については、道路構造等に応じて道路環境影響評価の技術手法などの最新の知見に基づいた予測式を用いており、10.2-9 頁及びそれ以降の頁に記載しました。</li> <li>・また、予測地点や手法は、専門家の助言等を頂きながら決定しました。</li> <li>・なお、自動車の走行に係る大気質、騒音の予測結果のうち、平面予測の結果及びそのコンター図は、資料編第2章大気質、資料編第3章騒音に記載しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基準にある「幹線道路近傍域の特例措置」については「住民が窓を閉めて生活することを強いるもので、正当性があるとは言えない」として、国道2号線・広島高裁で明確に否定されており、本件道路における影響評価の基準として採用すべきではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の走行に係る騒音については、遮音壁の設置等の環境保全措置を講じることとし、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減に努めます。</li> <li>・あわせて、10.2-61 頁及びそれ以降の頁に示すとおり、基準又は目標と整合が図られているかを評価しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防音壁の設置は騒音の影響に関しては一定の効果があるものの、周囲の景観や地域の分断への影響が大きい。したがって防音壁の高さや構造に関しては、何通りかの案を設定し、騒音、景観、地域分断の影響を比較評価すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全措置については、他の環境要素への影響も勘案し、選定しました。</li> <li>・なお、自動車の走行に係る騒音については、予測及び評価の結果より環境保全措置として遮音壁の設置を講じることとし、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減に努めます。</li> <li>・また、景観については、遮音壁を考慮し、評価しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画路線の大部分が沖積層からなる軟弱地盤であることから、広い範囲でボーリング調査を実施し、地盤の状況を把握したうえで、予測評価を行うべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水文環境（地下水）において、ボーリング調査を実施し、地盤の状況を把握しております。</li> <li>・ボーリング調査で得られた各地点における柱状図は、資料編第5章水象に記載しました。</li> <li>・なお、工事の実施及び供用後の道路の存在に係る地下水については、予測及び評価の結果により環境保全措置として復水工法・通水工法を講じることとし、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減に努めます。</li> </ul>

表8.1-1(5) 方法書について一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
騒音、振動、水文環境	<p>・振動の影響評価は従来の90%除外値などではなく、瞬間的な最大値がどの程度で、それがどのような頻度で生じるかなどの評価方法を取り入れなければ、住民が感じる影響被害との整合性がとれないと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本環境影響評価においては、10.3-30頁及びそれ以降の頁に示すとおり、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているか、また、基準又は目標と整合が図られているかを評価しました。</li> <li>・なお、振動については、工事中及び供用後とも基準又は目標との整合が図られています。</li> </ul>
動物、植物及び生態系	<p>・自然環境については、いわゆる専門家だけでなく、自然保護団体など自然環境に関心が高く、それぞれの地域の植物、動物、生態系に知識が深い市民の意見を積極的に聴くべきである。また貴重種だけでなく、地域を特徴づけている一般的な種の保全の見地から、樹林、草原、湿地への影響を予測評価すべきである。</p> <p>・環境影響評価方法書の道路事業実施区域の位置図によりますと、北千葉道路は船橋市小室地区において国道16号との交差点にインターチェンジが設置されると思われます。交差点から、東に約1.5kmほどで、白井市谷田地区に達します。ここから国道464号線に沿った部分には、千葉ニュータウン事業除外地であった県有地で白井市と印西市に譲渡された緑地が広がっています。白井市では、これらの谷田・清戸地区にあたる旧県有地を「(仮称)谷田・清戸市民の森」として整備するために、周辺の地権者の方々と協議を続けています。旧県有地との近接部分には湧水も存在しています。現在、旧県有地は、NPO団体が市環境課と連携しながら動植物の調査や管理を続けています。環境影響評価方法書4-133に掲載されている白井市・印西市の貴重な里地、里山とは、これらの部分を指していると思います。県におかれましても、動植物の希少種の存在など、その自然度を把握されていると思います。北千葉道路開通は地域の発展には欠かせないものと認識していますが、豊かであった県北西部の自然環境に与える影響をできる限り抑える方策をとられるよう、お願い申し上げます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本環境影響評価においては、関係市が実施する調査報告書を参考にする他、地域の状況に精通した専門家や地域で活動する方々からのヒアリング内容を参考に、調査、予測及び評価を実施しました。</li> <li>・また、重要な種だけでなく、生態系においては地域を特徴づける注目種・群集の状況を対象に予測及び評価しました。</li> <li>・なお、生態系については、環境保全措置として移動経路の確保や照明の漏れ出し抑制等を実施し、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減に努めます。</li> </ul> <p>・本環境影響評価においては、既存資料調査及び現地調査により、調査地域に生息する動植物の生息・生育状況の把握を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の存在等に係る動植物、生態系への影響については、環境保全措置として移動経路の確保や重要な植物種の移植等を実施し、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減に努めます。</li> <li>・なお、「(仮称)谷田・清戸市民の森」周辺については、本環境影響評価の調査地域外となります。</li> </ul>

## 8.2 方法書について千葉県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十条第一項に基づく環境影響評価方法書についての千葉県知事の意見と都市計画決定権者の見解を表8.2-1に示します。

表8.2-1(1) 方法書について千葉県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	千葉県知事からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
全般的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画の検討に当たっては、本事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減する計画とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書では、方法書以降に決定した詳細な道路構造等を踏まえ、調査、予測及び評価を行い、環境保全措置を検討し、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減に努めることとしました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、事業計画の詳細を明らかにし、環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法等を精査した上で、適切に環境影響評価を実施すること。また、道路位置（ルート）、道路構造等について、検討の経緯や選定理由を明らかにすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備書では、事業計画の詳細を示すとともに、道路構造等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行いました。</li> <li>また、道路位置（ルート）、道路構造等の検討の経緯や選定理由については、3-25頁及びそれ以降の頁に記載しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事計画について、施工区域、施工工程等の詳細を明らかにすること。また、資材等運搬車両の経路の検討に当たっては、周辺の住環境に最大限配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事計画については、3-13頁及びそれ以降の頁に記載しました。</li> <li>資材等運搬車両の経路については、住居等の保全対象に考慮し設定しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響評価項目を適切に選定し、最新の知見を基に、調査、予測及び評価を定量的に行うとともに、具体的な環境保全措置の検討を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価項目については、事業特性、地域特性及び方法書への意見も踏まえ選定しました。</li> <li>また、道路環境影響評価の技術手法などの最新の知見に基づき、できる限り定量的に調査、予測及び評価を行い、一部の項目では環境保全措置を講じることとしました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工時の建設機械の稼働及び資材等運搬車両の運行に係る大気質、騒音等の調査地点、予測地点、予測対象時期等の選定に当たっては、施工区域、施工工程等の工事計画を示し、建設機械及び車両の使用時期や台数等を明らかにすること。また、調査地点等の選定理由を示すこと。予測対象時期については、対象事業実施区域が広範であり、予測地点ごとに設定すべき時期が異なると想定されることから、工事計画を踏まえ、適切に設定すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工計画については、施工区域等の工事計画を検討し、工事用車両の使用時期や台数等を含め、3-22頁及びそれ以降の頁に記載しました。</li> <li>また、施工時の建設機械の稼働及び資材等運搬車両の運行に係る調査地点等については、その選定理由を含め10.1-53頁及びそれ以降の頁に記載しました。</li> <li>予測対象時期については、工事計画を踏まえ10.1-58頁及びそれ以降の頁に示しました。</li> </ul>



表8. 2-1 (2) 方法書について千葉県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	千葉県知事からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
全般的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供用時の自動車の走行等に係る大気質、騒音等の調査地点、予測地点、予測対象時期等の選定に当たっては、道路構造や計画交通量等を明らかにすること。</li> <li>また、調査地点等の選定理由を示すこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供用時の自動車の走行等に係る調査地点等の選定については、10. 1-2 頁及びそれ以降の頁に示すとおり道路構造や計画交通量等を勘案し、保全対象への影響を考慮して選定しました。</li> <li>・ また、選定理由についても同頁に記載しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画交通量について、交通量の推計方法や推計に用いた交通ネットワーク等の前提条件を具体的に示すこと。</li> <li>なお、本事業は、「成田空港等の拠点への広域高速移動の強化」を目的の一つとしており、将来の成田空港の拡大等の影響を大きく受けると想定される。については、計画交通量の算定に当たっては、空港拡大等による交通量の増加等を考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画交通量については、交通量推計の方法や推計に用いた交通ネットワーク等の前提条件を含め、3-6 頁及びそれ以降の頁に記載しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予測に用いる現況値等については、東京外かく環状道路等周辺道路の供用による最新の状況を踏まえ設定すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予測に用いる現況値等については、10. 1-5 頁及びそれ以降の頁に示すとおり、東京外かく環状道路等周辺道路の供用による状況を踏まえ設定しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の実施により、周辺道路では交通量が増加し、また交通流も変化すると想定されることから、周辺道路の現況について調査した上で、予測及び評価を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10. 2-1 頁及びそれ以降の頁に示すとおり、接続する周辺道路の現況を調査した上で、予測及び評価しました。</li> <li>・ また、周辺道路の道路ネットワークや交通量の変化を考慮した上で、調査、予測及び評価を行いました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象事業実施区域のうち、鎌ヶ谷市から船橋市までの間においては、一般部4車線が整備済みであることから、大気質、騒音等の予測に当たっては、当該4車線の交通量及び交通流の変化を適切に反映すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備済の鎌ヶ谷市から船橋市間の一般部4車線は、本環境影響評価の対象としていませんが、整備済み箇所の交通量等の変化を考慮した上で、調査、予測及び評価を行いました。</li> </ul>
	大気質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気質の予測に当たっては、道路構造（平面、高架、掘割、トンネル坑口、インターチェンジ等）ごとの影響が適切に反映できる手法を選定すること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PM2.5 について、今後の予測技術の進展に応じた予測、評価の実施について検討すること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PM2.5 については、現時点で公的機関や研究機関が定めた一般的とされる予測手法が確立されていないため、関係する技術動向の把握に努めるとともに、必要に応じて適切な対応を講じます。</li> </ul>

表8.2-1(3) 方法書について千葉県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	千葉県知事からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
騒音、振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音及び振動の予測に当たっては、道路構造（平面、高架、掘割、トンネル坑口、インターチェンジ等）ごとの影響が適切に反映できる手法を選定すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音及び振動の予測については、道路環境影響評価の技術手法に基づき、騒音は10.2-9 頁及びそれ以降の頁に、振動は10.3-7 頁及びそれ以降の頁に示すとおり、道路構造毎の影響が反映できる手法により行いました。</li> </ul>
水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工時の水の汚れについて、地盤改良等により周辺水域への影響が想定される場合は、環境影響評価項目に追加し、調査、予測及び評価を行うこと。</li> <li>供用時の水質について、路面排水、特にファーストフラッシュによる周辺水域への影響を検討し、必要に応じて対策を講じること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現段階では、地盤改良は想定していないため評価項目に選定していませんが、今後の検討において、地盤改良を行うこととなり、周辺水域への影響が想定される場合には、環境保全措置を実施し、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減に努めます。</li> <li>供用後における路面排水の影響に関しては、10.5-18 頁に示すとおり、処理枡等を適切に設置して路面排水による水質への負荷の低減を図るとともに、路面排水が直接、手賀沼や印旛沼等に流入しないよう処理枡等を経由し、河川等に排水するように努め、このほか、透水性舗装の整備なども促していきます。</li> <li>また、処理枡等については適切な維持管理を実施した上で、路面等の清掃などの維持管理を行いながら、周辺の公共用水域への水質の影響の低減に努めます。</li> </ul>
水文環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>水文環境に係る地下水の流れ及び水位について、トンネル等地下構造となる箇所では、施工方法によって影響が異なる。ついては、当該箇所での施工方法を明らかにした上で、調査、予測及び評価を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路構造、工事計画については3-8 頁及びそれ以降の頁に記載しました。地下水等への影響については、道路構造、工事計画を踏まえ調査、予測及び評価しました。</li> <li>なお、工事の実施及び供用後の道路の存在に係る地下水については、環境保全措置として復水工法・通水工法を実施し、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減に努めます。</li> </ul>
動物、植物、生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>動植物・生態系について、本事業の実施により、連続した樹林環境等が分断、縮小されることを踏まえ、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査、予測及び評価にあたっては、専門家等からの助言をいただきながら、適切に行いました。</li> <li>なお、道路の存在等に係る動植物、生態系については、環境保全措置として移動経路の確保や照明の漏れ出しの抑制等を実施し、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減に努めます。</li> </ul>

表8.2-1(4) 方法書について千葉県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	千葉県知事からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
動物、植物、生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物・植物の調査に当たっては、事業特性や地域特性を踏まえ、調査地点、調査ルート、調査頻度やトラップ数等を適切に設定すること。特に、文献において生息が確認されている重要な動植物については、適切に調査を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係市が実施した調査報告書を参考にするとともに、専門家等の助言をいただきながら、重要種に関する最新の知見を反映した上で、動物については10.9-1頁及びそれ以降の頁に、植物については10.10-1頁及びそれ以降の頁に示すとおり、調査地点等を設定し、調査、予測及び評価しました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系について、事業特性や地域特性を踏まえ、上位性、典型性及び特殊性の各視点から、注目種及び群集を適切に選定すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係市が実施した調査報告書を参考にするとともに、専門家等からの助言をいただきながら、上位性、典型性及び特殊性の各視点で注目種及び群集を適切に選定しました。</li> </ul>
景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観について、高架構造で市街地を通過することから、多くの人が集まる駅や公園等、生活者の視点を考慮した眺望点についても選定すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>眺望点については、道路構造を踏まえ、10.12-18頁及びそれ以降の頁に示すとおり、多くの人が集まる駅や公園等、生活者の視点も考慮した眺望点も選定しました。</li> </ul>
人触れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>人と自然との触れ合いの活動の場について、活動の場が残されていても、地域の分断等により人がその場所へ移動することが困難になる場合も想定される。ついては、人の動線を考慮するなど、利用者の視点を踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人と自然との触れ合いの活動の場については、10.13-5頁及びそれ以降の頁に示すとおり、人の導線等利用性の影響についても調査、予測及び評価しました。</li> <li>なお、道路の存在等に係る人と自然との触れ合いの活動の場については、環境保全措置として構造物等のデザイン等の検討を実施し、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減に努めます。</li> </ul>
廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物等について、道路位置、道路構造、施工方法等により発生量は変わると想定される。ついては、施工方法等を明らかにした上で、伐採木も含めた発生量の調査、予測及び評価を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物等については、道路位置、道路構造、施工方法等をもとに、発生する廃棄物量の算出を行ない、その結果を10.14-3頁及びそれ以降の頁に記載しました。</li> <li>なお、道路位置、道路構造、施工方法等については、3-3頁及びそれ以降の頁に記載しました。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの環境影響評価項目の評価について、現況と将来を比較するなど、本事業の実施による環境負荷の程度を分かりやすく示すこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価項目の評価は、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減されているかどうかについて評価しました。また、基準又は目標が設定されている項目については、当該基準又は目標との整合性についても評価しました。</li> </ul>